

平成28年9月17日(土) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目  
住居表示再整備による  
会社等法人の変更登記について

○次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登録してある場合
- (2) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合  
法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広島新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が、土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合

お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ  
(0823)25-3366

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289

## 4・5ページの表に手続きの概要を示しています。

- ・ 住居表示による変更は、会社の移転等による住所(所在地)そのものの変更とは異なり「住所の表示変更」となるため、登録免許税は非課税になっています。  
なお、以下の費用については、みなさまのご負担(有料)となりますのでご注意ください。
  - 本店支店の変更申請を管轄法務局で一括申請する場合
  - 住居表示変更以外の変更事項がある場合
  - 司法書士等に依頼した場合の報酬
  - 登記事項証明書の交付手数料
- \* 本店支店の一括申請手数料の納付方法は、管轄法務局にご相談ください。
- ・ 法人登記・不動産登記の取扱いについて、疑問な点がある場合は、それぞれの担当登記部門へお問合せください。
  - 法人登記 : 広島法務局 電話番号(082)228-5201(代表)
  - 不動産登記: 広島法務局呉支局 電話番号 (0823)21-9288・9289
- ・ 手続きは、平成28年9月17日(土)以降に行ってください。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行ってください。土日祝日は閉庁日です。
- ・ お手数ですが、法人の権利を守り、取引の安全を図るため、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。
- ・ 法人登記の変更登記をしなかったら  
本店の場合で、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の所在地が旧表示のままとなり、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。
- ・ 「変更登記申請書」は、ご自身で同様の書式で作成していただいても構いません。
- ・ 住居表示変更証明書は、呉市役所6階都市計画課、広市民センター又は各市民センターで、平成28年9月20日(火)以降、無料で発行いたします。また、住居表示変更通知書は、実施日以降、住居表示変更証明書としても使用できます。住居表示変更証明書の詳細は、「住所変更手続きのしおり」をご覧ください。
- ・ 会社以外の法人は、本店を「主たる事務所」、支店を「従たる事務所」と読み替えてください。

## 申請方法

### (1) 窓口申請

管轄法務局の受付時間内に必要書類をご持参ください。

### (2) 郵送申請

申請書を入れた封筒の表面に「登記申請書在中」と明記し、到達確認が可能な書留郵便で郵送してください。

### (3) オンライン申請

「登記・供託オンライン申請システム」が利用できます。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

## 法人の登記変更の申請手続きが必要なもの

	本店が実施区域内にある場合		支店が実施区域内にある場合	
手続きをする事項	本店所在地の登記変更		支店所在地の変更登記	
手続内容	(1)まず、本店において、登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行う。 (2)次に、支店(広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において、登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行う。		(1)まず、本店において、登記簿の支店の所在地を変更する手続きを行う。 (2)次に、支店(本店が広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において、登記簿の支店の所在地を変更する手続きを行う。	
	*なお、本店、支店ともに実施区域内にある場合は、登記簿の本店所在地及び支店所在地を変更する手続きを同時に行うことができます。 また、登記手数料を納めることによって、本店管轄法務局で支店における登記も同時に申請することができます(本支店一括申請)。			
区分	本店における手続き	支店における手続き	本店における手続き	支店における手続き
提出先	広島法務局	支店を管轄する法務局	本店を管轄する法務局	広島法務局
法令上の登記期間	2週間以内	3週間以内	2週間以内	3週間以内
手続きに必要な書類	1 会社変更登記申請書(例2) 2 住居表示変更通知書, または住居表示変更証明書 * 支店における登記も同時に申請する場合(本支店一括申請)は、管轄法務局ごとに、手数料300円が別途必要です。	1 会社変更登記申請書 2 本店における手続きの後、本店において変更登記したことを証する「登記事項証明書」 * 本支店一括申請を行った場合は、本手続きは不要です。	1 会社変更登記申請書 2 住居表示変更通知書, または住居表示変更証明書 * 支店における登記も同時に申請する場合(本支店一括申請)は、管轄法務局ごとに、手数料300円が別途必要です。	1 会社変更登記申請書 2 本店における手続きの後、本店において変更登記したことを証する「登記事項証明書」 * 本支店一括申請を行った場合は、本手続きは不要です。

※支店におけるお手続きについては、広島法務局法人登記部門にお問い合わせください。

手続きは、**平成28年9月17日(土)以降(注1)**に行うようお願いいたします。

	法人代表者の住所が 実施区域内にある場合	実施区域内にある法人が不動産を 所有している場合	
手続きを する事項	法人代表者の住所変更	不動産登記名義人の住所変更	
手続内容	(1)本店において、登記簿の代表者の住所を変更する手続きを行う。  *なお、法人の所在地変更と代表者の住所変更は1枚の申請書により手続きできます。 (例1)	この登記手続きには、まずは法人登記簿の所在地変更が前提となります。  左記の本店あるいは支店所在地の変更登記後、行ってください。	
区分	本店における手続き	広島法務局呉支局の 管轄区域内の物件	広島法務局呉支局の 管轄区域外の物件
提出先	本店を管轄する 法務局	広島法務局呉支局	不動産の所在地を 管轄する法務局
法令上の 登記期間	2週間以内	登記期間については、法令上の定めはありません。 売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生したときに、あわせて行っても構いません。	
手続きに 必要な書 類	1 会社変更登記申請書 (例3)  2 住居表示変更通知書、または住居表示変更証明書	支店における 手続きは 不要です。	1 法人の所在地を管轄する法務局の発行する法人所在地の変更登記をしたことを証する「登記事項証明書」  2 代表者の資格を証する書面(省略できる場合があります)  3 所有権登記名義人変更登記申請書  * 詳細は管轄する法務局にお問合せください。
		1 住居表示変更通知書、または住居表示変更証明書  2 代表者の資格を証する書面(省略できる場合があります)  3 所有権登記名義人変更登記申請書 (例4)  * 広島新開7丁目、8丁目及び9丁目内の不動産については、登記閉鎖期間中の手続きはできません。  * 変更登記が完了すると、「登記完了証」の受け取りが必要です。登記完了証を郵送で返送することを希望する場合は、返信用封筒に郵便代の切手と簡易書留代の切手(310円)を貼付して、法務局に提出してください。	

※注1 土日祝日は閉庁日です。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行ってください。

登記申請書1通を作成し、提出してください。以下、法人登記について同じです。

【例1】株式会社で本店及び代表者の住所が実施区域内にある場合

※赤字部分をご記入ください。

株式会社 変更登記申請書 (注1)  
 ~~特例有限会社~~

1. 会社法人等番号 2400-\_\_\_\_-\_\_\_\_ (分かる場合に記入) (注2)

1. 商号 〇〇産業株式会社

1. 本店 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (旧表示)

1. 登記の事由  住居表示の変更による本店の変更

住居表示の変更による役員住所の変更

1. 登記すべき事項 平成28年9月17日住居表示の変更

本店 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (新表示)

代表取締役  ~~取締役~~ (氏名) 〇〇 太郎 の (注3)

住所 呉市広古新開九丁目〇番〇号 (新表示)

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 証明書 2 通 (注4)

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (提出日・郵送の場合は発送日)

申請人 (本店) 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (新表示)

(商号) 〇〇産業株式会社 (注5)

(代表者の住所) 呉市広古新開九丁目〇番〇号 (新表示) (注6)

(資格) 代表取締役 (氏名) 〇〇 太郎

連絡先の電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

広島法務局 御中

法務局届出印

(注1) 特例有限会社の場合は、「特例有限会社」にチェックし、「株式会社」を二重線で見え消ししてください。訂正印は不要です。

(注2) 分かる場合に記入してください。

(注3) 該当する代表者の役職をチェックしてください。不要な部分は二重線で見え消ししてください。訂正印は不要です。

(注4) 本店・代表者の住所がすべて変わる場合、住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書をそれぞれ添付してください。

(注5) 申請人は、法人の登記簿上の代表者です。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

(注6) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

【例2】株式会社で本店が実施区域内にある場合

※赤字部分をご記入ください。

- 株式会社 変更登記申請書 (注1)  
 ~~特例有限会社~~

1. 会社法人等番号 2400 - \_\_\_\_ - \_\_\_\_ (分かる場合に記入) (注2)

1. 商号 〇〇産業株式会社

1. 本店 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (旧表示)

1. 登記の事由  住居表示の変更による本店の変更  
 ~~住居表示の変更による役員住所変更~~

1. 登記すべき事項 平成28年9月17日住居表示の変更

本店 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (新表示)

~~代表取締役~~  ~~取締役~~ (氏名) \_\_\_\_\_ ~~の~~

~~住所~~ \_\_\_\_\_

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 証明書 1 通 (注3)

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (提出日・郵送の場合は発送日)

申請人 (本店) 呉市広古新開七丁目〇番〇号 (新表示)

(商号) 〇〇産業株式会社

(代表者の住所) 呉市中央〇丁目〇番〇号

(資格) 代表取締役 (氏名) 〇〇 太郎

連絡先の電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

広島法務局 御中



法務局届出印

(注1) 特例有限会社の場合は、「特例有限会社」にチェックし、「株式会社」を二重線で見え消ししてください。訂正印は不要です。

(注2) 分かる場合に記入してください。

(注3) 本店の所在地変更についての住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書を添付してください。

(注4) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

【例3】株式会社で代表者の住所が実施区域内にある場合

※赤字部分をご記入ください。

株式会社 変更登記申請書 (注1)  
 ~~特例有限会社~~

1. 会社法人等番号 2400 - \_\_\_\_ - \_\_\_\_ (分かる場合に記入) (注2)

1. 商号 〇〇産業株式会社

1. 本店 呉市中央〇丁目〇番〇号

1. 登記の事由  ~~住居表示の変更による本店の変更~~  
 住居表示の変更による役員の住所変更

1. 登記すべき事項 平成28年9月17日住居表示の変更

~~本店~~ \_\_\_\_\_

代表取締役  ~~取締役~~ (氏名) 〇〇 太郎 の (注3)

住所 呉市広古新開九丁目〇番〇号 (新表示)

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 証明書 1 通 (注4)

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (提出日・郵送の場合は発送日)

申請人 (本店) 呉市中央〇丁目〇番〇号

(商号) 〇〇産業株式会社

(代表者の住所) 呉市広古新開九丁目〇番〇号 (新表示)

(資格) 代表 取締役 (氏名) 〇〇 太郎

連絡先の電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

広島法務局 御中

法務局届出印

(注1) 特例有限会社の場合は、「特例有限会社」にチェックし、「株式会社」を二重線で見え消ししてください。訂正印は不要です。

(注2) 分かる場合に記入してください。

(注3) 該当する代表者の役職をチェックしてください。不要な部分は二重線で見え消ししてください。訂正印は不要です。

(注4) 代表者の住所変更についての住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書を添付してください。

(注5) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

【例4】不動産名義人の住所変更登記  
(広島法務局呉支局管轄区域内の物件)

登記申請書

登記の目的	○番所有権登記名義人住所変更
原因	平成28年9月17日 住居表示の変更
変更後の事項	本店(主たる事務所) 呉市広古新開七丁目□番□号
申請人	呉市広古新開七丁目□番□号 ○○商事株式会社 代表取締役 ○○ 太郎 印 (注1) 会社法人等番号 連絡先の電話番号 0000-00-0000
代理人	
添付書類	住居表示変更通知書 (注2) 代表者事項証明書(省略できる場合があります) (注3)
<input type="checkbox"/> 登記済証の交付を希望しません。	
平成○○年○月○日申請	広島法務局呉支局 御中 (提出先)
登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税
不動産の表示 (注4)	所在 呉市広古新開七丁目 地番 ○○○○番○ 地目 ○○ 地積 ○○○.○○平方メートル

(注1) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

(注2) 本店の所在地変更についての住居表示変更通知書又は住居表示変更証明書を添付してください。

(注3) 代理人によって申請する場合は、委任状を添付します。この例では、会社自身の申請のため、代表者事項証明書は不要です。

(注4) 登記簿記載内容と合致する必要があります。複数記載することができます。

(法人登記書式) (株式会社・特例有限会社の場合)

法務局使用欄

上から5cm程度を空けてください。

- 株式会社  
 特例有限会社

変更登記申請書

1. 会社法人等番号 2400 - \_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ (分かる場合に記入)
1. 商号 \_\_\_\_\_
1. 本店 \_\_\_\_\_
1. 登記の事由  住居表示の変更による本店の変更  
 住居表示の変更による役員の住所変更
1. 登記すべき事項 平成28年9月17日住居表示の変更  
 本店 \_\_\_\_\_  
 代表取締役  取締役(氏名) \_\_\_\_\_ の  
 住所 \_\_\_\_\_
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税
1. 添付書類 証明書 \_\_\_\_\_通

上記のとおり、登記の申請をします。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (提出日・郵送の場合は発送日)

申請人 (本店) \_\_\_\_\_

(商号) \_\_\_\_\_

(代表者の住所) \_\_\_\_\_

(資格) 代表取締役(氏名) \_\_\_\_\_

連絡先の電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

広島法務局 御中



法務局届出印

(不動産登記書式)

法務局使用欄

上から5cm程度を空けてください。

登記申請書

登記の目的

原 因 平成28年9月17日 住居表示の変更

変更後の事項

申 請 人

会社法人等番号  
連絡先の電話番号

代 理 人

添 付 書 類

登記済証の交付を希望しません。

平成 年 月 日申請 法務局 御中

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示 所 在  
地 番  
地 目  
地 積

## 関係機関案内

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)  
〒730-8536  
広島市中区上八丁堀 6-30 合同庁舎 3号館 2階  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで



不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289  
〒737-0051  
呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

